

# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 阪神医療生活協同組合

やすらぎ訪問看護ステーション

2025年4月1日改訂版

# 訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

【2025年4月1日改訂版】

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名：やすらぎ訪問看護ステーション      TEL：06-6481-5541  
受付担当                      平村 浩子  
相談担当      管理者 川端 麻有

## 2 当事業所の概要

### (1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	やすらぎ訪問看護ステーション
所在地	兵庫県尼崎市長洲本通1丁目16番17号
介護保険指定番号	訪問看護 (2863090094号)
サービス提供地域	尼崎市

### (2) 営業時間

月曜日～土曜日	午前 8:30 ～ 午後 5:30
休日	日曜日・年末年始(12月30日～1月3日)

### (3) 職員体制

	常 勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	2名	1名	3名
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3名	0名	3名

### (4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、当組合の定める定款並びに法定書類閲覧謄写等要領にそって閲覧することができます。

## 3 事業の目的、運営方針

### <事業の目的>

要介護状態及び要支援状態と認定された利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

### <運営の方針>

利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

#### 4 提供するサービスの内容及び費用について

##### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

##### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

##### (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用について 介護保険からの給付サービスを利用する場合の目安としての基本料金です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

###### ① 訪問看護サービス基本利用料金目安表（通常時間）自己負担割合 1割の場合

時間	20分未満 介護 314 単位/回 予防 303 単位/回	30分未満 介護 471 単位/回 予防 451 単位/回	30分以上～ 1時間未満 介護 823 単位/回 予防 794 単位/回	1時間以上～ 1時間30分未満 介護 1,128 単位/回 予防 1,090 単位/回
看護師	介護 336 円 予防 325 円	介護 504 円 予防 483 円	介護 881 円 予防 850 円	介護 1,207 円 予防 1,167 円
時間	1回あたり 20分 介護 294 単位/回 予防 284 単位/回	1回あたり 40分 介護 588 単位/回 予防 568 単位/回	1回あたり 60分 介護 795 単位/回	60分以上 20分毎に 介護 265 単位
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	介護 315 円 予防 304 円	介護 630 円 予防 608 円	介護 851 円	介護 284 円

※上記基本料金は、自己負担割合 1 割の場合の金額で表記しております。

※准看護師の場合は 90/100 です。

※リハビリに関しては、20 分・週 6 回が限度です。

※リハビリに関して、利用開始の属する月から 12 カ月を超えて介護予防訪問看護（リハビリ）を行った場合は、1 回につき 5 単位を減算します。

※上記金額は、1 回分です。

実際は単位数の合計から料金を計算するため、数円の誤差が生じます。

※基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

※上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※上記基本料金の他に介護保険法に定める利用料金が加算されます。（別紙加算表参照）

※やむを得ない事情で、且つ利用者の同意を得て、サービス従業者 2 人で訪問した場合は、複数名訪問看護加算Ⅰ、Ⅱが算定されます。

2 人の訪問看護師等がサービスを行う例

- ・利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ・暴力行為などが見られる方へ訪問看護等を行う場合

② その他の利用料

死後の処置 5, 000 円（消費税込）

③ 交通費

片道 5 km以上の訪問に対して、訪問 1 回あたり公共交通機関相当額をお支払いいただきます。

④ キャンセル料金

キャンセル料はいただきません。ただし、担当者への連絡が必要ですので、キャンセルの場合は至急ご連絡ください。

（ 連絡先：やすらぎ訪問看護ステーション TEL 06-6481-5541 ）

(4) 料金の支払方法

料金の支払方法は、1 ヶ月ごとに計算し、請求書をお渡ししますので請求書をお渡しした月の指定日時までに以下の方法でお支払い下さい。

- ・現金集金（月末）
- ・銀行口座振替（毎月 27 日）

## 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用のお申込みをいただきますとご契約の上、訪問看護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する場合は、なるべく早く(できれば 10 日前までに)お申し出ください。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
- ・ 利用者の要支援認定区分が、自立と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなった場合

#### ④ その他

- ・ 当組合が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当組合が破産した場合、利用者は解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当組合や当組合のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当組合より文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合やご利用中に体調が悪くなった場合は、ご家族に連絡の上適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。状況に応じて対応させていただきます。

#### (3) 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護サービス又は介護予防訪問看護サービス提供により事故が発生した場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。当事業者は、「居宅サービス事業者賠償責任保険」に加入しています。

## 6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

## 7 サービス内容に関する苦情

### (1) 相談・苦情窓口 やすらぎ訪問看護ステーション

担 当： 受付担当 平村 浩子

相談担当 管理者 川端 麻有

電 話： 06-6481-5541

受付時間： 月曜から土曜日（12月30日～1月3日を除く）

午前8時30分～午後5時30分

### (2) 行政機関その他苦情受付期間

市町村窓口： 尼崎市健康福祉局福祉部介護保険課

電話：06-6489-6343

兵庫県窓口： 兵庫県国民健康保険団体連合会

電話：078-332-5601

## 8 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 苦情解決体制等の指針を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。  
責 任 者： 管理者 川端 麻有 担 当 者： 平村 浩子
- (5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10 身体的拘束の適正化について

- (1) 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 11 情報開示について

当事業所は、利用者様の求めに従って、利用者記録・サービス提供記録、その他を開示しております。ただし利用者あるいは身元引受人でない方(他のご家族など)からの請求につきましては、書面にて利用者の了解を得てからとなります。あらかじめご了承ください。

## 法人の概要

法人名	阪神医療生活協同組合
出資金	2億5371万7500円 ※2024年3月31日現在
職員数	360名
設立	1969年10月設立
所在地	兵庫県尼崎市長洲本通1丁目16番17号
代表者	理事長 中村 大蔵
事業内容	医療事業／鍼灸、あんまマッサージを営む事業／病児・病後児保育事業／ 訪問介護事業／訪問看護事業／訪問リハビリテーション事業／ 居宅介護支援事業／通所介護事業／通所リハビリテーション事業／ 福祉用具貸与事業／高齢者賃貸住宅事業／短期入居事業／ 高齢者又はその家族の在宅介護等に関する援護事業／有料老人ホーム事業／ 保険薬局以外での医薬品販売及び医療・介護用具等供給事業／ 社会福祉法の規定にもとづく無料又は低額診療事業／ 教育事業及び組合員による福祉事業

## 重要事項説明について

【2025年4月1日改訂版】

訪問看護サービスまたは介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書  
【2025年4月1日改訂版】に基づいて重要な事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者 尼崎市長洲本通1丁目16番17号  
阪神医療生活協同組合  
やすらぎ訪問看護ステーション  
(指定番号2863090094号)

説明者 ⑩

訪問看護サービスまたは介護予防訪問看護サービスの提供開始にあたり、重要事項説明書  
【2025年4月1日改訂版】に基づいて重要な事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者  
住所  
名前 ⑩  
代理人  
住所  
名前 ⑩

## 個人情報の利用目的について

\_\_\_\_\_ 様

当組合が保有する個人情報については、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

個人情報の利用目的につきましては、事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議等において、情報を共有するために用いらせていただきます。

年 月 日

尼崎市長洲本通1丁目16番17号

阪神医療生活協同組合

理事長 中村 大蔵

(事業所)

尼崎市長洲本通1丁目16番17号

やすらぎ訪問看護ステーション

(指定番号2863090094号)

## 【別紙加算表】

その他のサービスの加算料金目安 ※基本料金は、自己負担割合1割の場合で表記しております。

承諾の有無	項目	基本料金	内容
	特別管理加算Ⅰ (500単位/月)	535円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
	特別管理加算Ⅱ (250単位/月)	268円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
	専門管理加算 250単位/月	268円	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
	緊急時訪問看護加算Ⅱ (574単位/月)	615円	利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある訪問看護ステーションであること
	複数名訪問看護加算Ⅰ 30分未満 (254単位/回) 30分以上 (402単位/回)	30分未満 272円 30分以上 431円	同時に二人の看護師が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合
	複数名訪問看護加算Ⅱ 30分未満 (201単位/回) 30分以上 (317単位/回)	30分未満 215円 30分以上 340円	同時に看護師等と看護補助者が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問看護を行った場合
	ターミナルケア加算 (2,500単位/死亡月)	2,675円	在宅で死亡した利用者様に対し、死亡日及び、死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)
	退院時共同指導加算 (600単位/回)	642円	病院・診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した後に、初回訪問看護を行った場合

	初回加算Ⅰ (350単位/月) 初回加算Ⅱ (300単位/月)	375円 321円	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、Ⅰ：退院した日に Ⅱ：退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合。初回の訪問看護を行った月に算定する ※ⅠかⅡどちらか。
	看護・介護職員連携強化加算 (250単位/月)	268円	訪問介護事業所と連携し、たん吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合
	長時間訪問看護加算 (300単位/回)	321円	特別な管理を必要とする利用者へ1時間30分以上訪問した時
	サービス提供体制強化加算Ⅰ (6単位/回) サービス提供体制強化加算Ⅱ (3単位/回)	7円 4円	研修等を実施しており、かつ、 7年以上の勤続年数のある者(加算Ⅰ) 3年以上の勤続年数のある者(加算Ⅱ) が、30%以上配置されていること
	【訪問看護】 看護体制強化加算Ⅰ (550単位/月) 看護体制強化加算Ⅱ (200単位/月) 【予防訪問看護】 看護体制強化加算 (100単位/月)	介護 589円 214円 予防 107円	指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が、100分の50以上であること。指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が、5名以上(加算Ⅰ)1名以上(加算Ⅱ)であること
	口腔連携強化加算 (50単位/回)	54円/回	口腔健康状態の評価を実施した場合において、同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供した場合

その他サービス加算料金について説明を受け、○の項目に対して加算の同意をします。

年 月 日

利用者(代理人)

Ⓜ

尼崎市長洲本通1丁目16番17号

やすらぎ訪問看護ステーション

説明者

Ⓜ